

奈良市公告第 229 号

モニター広告の設置に係る行政財産の貸付けについて、次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 第 1 項及び奈良市契約規則（昭和 40 年奈良市規則第 43 号）第 2 条の規定により公告します。

令和 6 年 7 月 8 日

奈良市長 仲 川 元 庸

## 一般競争入札実施要領

令和 6 年度モニター広告の設置に係る行政財産の貸付け

※ この入札に参加するには、事前に申込みが必要です ※

### 配布期間

自：令和 6 年 7 月 8 日（月）

至：令和 6 年 7 月 24 日（水）

奈良市総務部資産管理課

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

電話番号 0742-34-4724

「モニター広告の設置に係る行政財産の貸付け」についての入札実施予定

月	日	曜	内 容
7	8	月	公告
	9	火	
	10	水	
	11	木	
	12	金	質疑の受付
	13	土	一般競争入札申込書
	14	日	一般競争入札実施要領
	15	月	【奈良市ホームページ(資産管理課)又は奈良市総務部資産管理課で入手してください】
	16	火	
	17	水	質疑への回答
	18	木	入札参加申込受付
	19	金	
	20	土	
	21	日	
	22	月	
	23	火	
	24	水	申込書締切
	25	木	
	26	金	
	27	土	
	28	日	
	29	月	
	30	火	
	31	水	入札書の受付
8	1	木	
	2	金	入札保証金納入期限
	3	土	
	4	日	
	5	月	
	6	火	入札書必着
	7	水	開札
	8	木	
	9	金	
	10	土	
	11	日	
	12	月	
	13	火	
	14	水	契約締結期限・契約保証金納入期限
			10月1日(火)以降稼動開始

モニター広告の設置に係る行政財産の貸付けについては、関係法令に定めるもののほか、この一般競争入札実施要領によるものとします。

入札に参加する者は、次に示した事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。この場合において、一般競争入札実施要領に疑問がある場合は、「申込みから契約の締結まで」①の4の手続きにより書面で質問することができます。

## 目 次

物件及び契約の形態に関する事項	3
申込みから契約の締結まで	6
① 申込み	
1 申込用紙の配布	6
2 申込資格	6
3 入札参加申込制限	6
4 質疑応答	6
5 入札参加申込方法	7
6 入札保証金	9
② 入札参加受付	
1 入札参加の資格審査	10
2 押印する印鑑	10
③ 入札・開札	
1 入札方式等	11
2 入札の無効	12
3 開札の立会い	12
4 その他	12
④ 落札者の決定	12
1 落札者の決定方法に関する事項	12
2 入札結果の公表	12
3 契約について	12
⑤ 契約の締結	
1 手続き等について	13
2 契約保証金	14
⑥ 貸付料等の支払方法	
1 行政財産の貸付料について	15
2 電気料金について	16
仕様書	17

# 物件及び契約の形態に関する事項

落札者は、以下の設置場所にモニター広告を設置することとします。

物件記号	所在地	設置課	設置場所	最低貸付料
D	1 奈良市二条大路南一丁目 1番 1号 奈良市役所 東棟 1階	市民課	市民課窓口	47,598円 (1か月の貸付料)
	2 奈良市学園南三丁目 1番 5号 西部会館 2階	西部出張所 住民課	西部出張所 住民課交付 窓口	
	3 奈良市右京一丁目 1番地の 4 北部会館 1階	北部出張所	北部出張所 窓口	
	4 奈良市二条大路南一丁目 1番 1号 奈良市役所 中央棟 1階	資産管理課	エレベータ 一ホール	
	5 奈良市二条大路南一丁目 1番 1号 奈良市役所 北棟 1階	資産管理課	エレベータ 一ホール	

## 《注意事項》

- 1) 入札説明会及び現地説明会は実施しません。なお、設置場所の見学を希望する場合は、奈良市総務部資産管理課（0742-34-4724）にご連絡ください。
- 2) 落札者は、貸付期間中、継続的にモニター広告を設置しなければなりません。
- 3) 貸付期間の更新は、行いません。
- 4) 最低貸付料を予定価格とします。
- 5) 最低貸付料は、1か月の貸付料金であり、消費税及び地方消費税を含まない額です。
- 6) 最低貸付料は、光熱水費等を除いた額です。

#### (1) 設置目的

市の施設内にモニター広告を事業者に設置させ、民間事業者等の広告とあわせて市政情報を放映することにより、市民サービスの向上への貢献を目的とします。

#### (2) 契約の形態

モニター広告の設置は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4 第2項第4号の規定に基づき、奈良市が事業者に対し、行政財産である建物の一部を賃貸借する契約により行います。

#### (3) 貸付期間

令和6年10月1日から令和11年9月30日まで（5年間）

※ 市民窓口への機器設置となるため、設置日及び撤去日については所管課及び資産管理課との協議になります。貸付期間開始日以降の設置となること又は、貸付期間満了日以前の撤去となることがあります。

#### (4) 貸付条件等

ア 設置することができるモニター広告の仕様および設置場所の詳細については、  
【別記】仕様書を参照してください。

イ モニター広告の設置及び撤去に要する工事費、移設費等の費用はすべて事業者の負担とします。

ウ モニター広告の稼動に係る電気料金は、事業者の負担とします。設置する機器の定格消費電力等を用いて算定したうえで請求しますので、奈良市が指定する期限までに納入してください。

エ モニター広告の運用に必要な費用（通信費用、コンテンツの作成更新費用、外部コンテンツの使用料、機器の保守費用、修繕費等）は、事業者の負担とします。

オ 広告を放映する広告主の選定及び広告の内容については、奈良市広告掲載要綱及び奈良市広告掲載基準並びに関連法令を遵守するとともに、事前に奈良市の審査を受け、承認を得たものでなければ放映できません。

##### カ 利用上の制限

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

1) 入札条件を遵守し、貸付料を期限までに確実に納付すること。

2) モニター広告を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

##### キ 原状回復

事業者は、契約期間が満了又は解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、事業者は一切の補償を奈良市に請求することができません。

##### ク その他

1) 奈良市は、必要に応じて、施設内の課及び人員配置の変更、並びに、施設の増改築を伴うレイアウト変更及び改修等を行う場合があります。また、他の広

告媒体の増設を行う場合があります。これにより事業者の広告収入が減少した場合においても、事業者は、奈良市に一切の損害賠償を請求することができません。

- 2) 掲出期間内であっても、庁舎のレイアウト変更等により、やむを得ず、本広告事業の一部又は全部を中止することがあります。
- 3) 施設及び課の休業、移転、廃止等の際には、奈良市は事業者と協議のうえ代替地を提供することとします。
- 4) 上記2) 及び3)において、モニター広告の移設が必要な場合は、移設に関する費用は事業者の負担となります。
- 5) 市は、市役所動画広告の放映期間中に広告主の責めに帰する理由に基づき、その使用に不適当な事情が生じた場合には、放映を中止することができるものとします。その場合事業者は、モニターを撤去するなど市役所庁舎等の原状回復をしていただくことになります。
- 6) 故障等については、事業者において速やかに対応するものとします。
- 7) 事業者は、貸付期間が終了する前に自己都合によりモニター広告を撤去しようとする場合は、撤去しようとする日の4ヶ月前までに奈良市に書面により通知の上、協議を行う必要があります。

# 申込みから契約の締結まで

## ① 申込み

### 1 申込用紙の配布 ※入札に参加するには事前の申込みが必要です。

#### (1) 配布期間

令和6年7月8日（月）から同年7月24日（水）まで

#### (2) 配布場所

奈良市ホームページからダウンロードできます。奈良市総務部資産管理課（奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所北棟5階）でも配布していますが、奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）の受付となります。

### 2 申込資格

次に掲げる条件を全て満たしている法人であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 市税（奈良市外の事業者にあっては国税）を滞納していないこと。
- (3) 本市の入札参加停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（令和14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立て及び民事再生法（令和11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定による更正計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 過去5年以内に、公共施設内動画広告の設置管理業務を行った実績を有すること。

### 3 入札参加申込制限

一般競争入札参加申込書の提出は、1法人につき1通とします。

### 4 質疑応答

- (1) 提出期間 令和6年7月8日（月）から同年7月12日（金）午後5時まで
- (2) 提出先 奈良市総務部資産管理課（奈良市役所北棟5階）
- (3) 提出方法 【様式6】質疑書に記入の上、電子メール(shisankanri@city.nara.lg.jp)

に添付して送信してください。

- ・件名は、「質疑書（モニター広告入札）」としてください。

(4) 回答日 令和6年7月17日（水）

※ すべての質問と回答を取りまとめたうえで、奈良市ホームページに掲載します。

個別には回答いたしません。

(5) 注意点 記名等がないものにはお答えできませんのでご了承ください。なお、持参、口頭、郵送、ファックス等での質疑は受け付けません。

## 5 入札参加申込方法

(1) 提出書類（各1部）

- ① 【様式1】一般競争入札参加申込書
- ② 【様式2】誓約書
- ③ 【様式3】業務実績証明書
- ④ 【様式4】役員等一覧表
- ⑤ 【様式5】個別業務の実施事業者届出書

・「包括責任者」

本入札の入札者で、モニター広告に係るすべての業務について奈良市との協議の窓口となり、奈良市からの指示を受けて「保守管理者」及び「編集者」を指揮監督する者。モニター広告を所有し、奈良市に行政財産貸付料等を支払う者とします。

・「保守管理者」

不具合対応等、モニター広告が継続的・安定的な情報提供を行うにあたり必要な業務を行う者。

・「編集者」

モニター広告の提供する情報（行政情報、広告等）を編集する者。

・「行政情報提供者」「広告情報提供者」「その他の情報提供者」

編集者に対して情報素材を提供する者。

- ⑥ 設置するモニター広告の配置概観図（各物件につき一部。様式自由。A3サイズ横でカラー印刷のこと。）
- ⑦ 設置するモニター広告のカタログ（定格消費電力値 [W] 記載のもの）
- ⑧ 法人登記簿謄本（全部事項証明。発行後3ヶ月以内のもの。複写不可。）
- ⑨ 印鑑登録証明書（発行後3ヶ月以内のもの。複写不可。）
- ⑩ 奈良市物品購入等指名競争入札参加申請要領による申請に基づく資格者でない者にあっては、次の納税証明書（発行後3ヶ月以内のもの。複写不可。）

ア：奈良市内の事業者【奈良市市民税課で証明】

(奈良市外の事業者で市内に支店・営業所を有するものを含む。)

- ・直近2年分の法人市民税の納税証明書

イ：奈良市外の事業者【税務署で証明】

- ・納税証明書（その3の3 「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用）

※ 提出書類は、返却いたしませんのでご了承ください。

※ 申込書等の印鑑は、「実印」を押印してください。

※ 落札後の賃貸借契約は、【様式1】入札参加申込書に記載された名義でしか行いませんので、契約権限のある名義を使用するよう注意してください。

※ 入札を辞退する場合は、【様式7】入札辞退届を4の(2)まで郵送または持参して提出してください。

(2) 提出期間 令和6年7月8日(月)から同年7月24日(水)必着

(3) 提出方法 **郵送または持参**

ア 郵送で提出する場合は、書留等（簡易書留でも可）、奈良市が受領した事実の証明が可能な方法にて、下記(4)の提出先まで郵送してください。

※提出物は、令和6年7月24日(水)必着です。この必着期限を過ぎたものは、受理しません。

また、郵便事故等により申請書類等が提出先に到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできません。

イ 持参する場合は、午前9時から午後5時までに(4)に記載の提出先に提出してください。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条に規定する市の休日は除きます。

(4) 提出先 〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所総務部資産管理課

## 6 入札保証金

### (1) 金額

入札価格×12×5<sup>注1</sup>の100分の5以上（1円未満の端数は切り上げるものとする。）

### (2) 納入方法

銀行振込のみとします。

振込先：南都銀行 奈良市役所出張所 店番025 普通口座2028209

口座名義 奈良市会計管理者（ナラシカイケイカンリシャ）

### (3) 納入期限

令和6年8月2日（金）まで

振込後、振込事実が確認できる書類を郵送または電子メールにて資産管理課までご送付ください。

### (4) 落札者以外の者が納入した入札保証金は、開札後返還します。なお、入札保証金に利息は付しません

### (5) 入札保証金の免除について

奈良市契約規則第4条第2項第2号<sup>注2</sup>の規定に該当する場合は、実績が確認できるもの<sup>注3</sup>を2件分提出することで入札保証金を免除します。

注1 5年間の貸付料の総額

注2 競争入札に付する場合において、入札に参加する資格を有する者で過去2年間の間に本市又は他の官公庁（公社、公団を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたりて締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したもの又はこれに準ずる実績を有するものについて、その者が契約を締結しないこととなる恐れがないと認められるとき。

注3 契約期間が満了した契約書の写し等。

## **(2) 入札参加受付**

### **1 入札参加の資格審査**

提出していただいた書類により審査を行い、入札参加決定者には、一般競争入札参加資格審査結果通知書を送付いたします。

なお、次のような場合は全て無効となります。

- (1) ①の5の(1)に掲げる提出書類に虚偽の記載や間違いがあったとき。
- (2) 申込資格や指示事項等に違反したとき。

また、申込資格が無いことが後日判明又は発生した場合には、落札しても契約を締結しません。契約締結後に判明した場合においては、直ちに契約を解除します。

### **2 押印する印鑑**

提出書類に押印する印鑑は、すべて「実印」となります。

### ③ 入札・開札

※ 1か月の貸付料(消費税及び地方消費税を除く。)をもって落札価格としますので、入札書にはその金額を記載してください。

(1) 入札方法は郵便入札の方式で行います。

①入札書

指定の入札書（様式8）を使用し、入札参加許可書と一緒に送付する郵便入札用封筒に封入してください。

郵便入札用封筒裏面の差出人欄には必ず必要事項を記入してください。

②提出方法

一般書留又は簡易書留にて送付してください。

これ以外の方法により入札書を提出した場合は入札無効となりますのでご注意ください。なお、郵送に要する費用は入札参加者の負担とします。

③到達期限

令和6年8月6日（火）必着　※持参での提出は認めません。

※この必着期限を過ぎたものは受理しません。

※郵便事故等により書類が提出先に到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできません。

④開札日

令和6年8月7日（水） 14時00分～14時30分

⑤開札場所

奈良市役所 中央棟3階 入札室

⑥提出先

〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 総務部 資産管理課

## (2) 入札の無効

- ①入札に参加する資格のない者のした入札
- ②入札書に署名又は記名押印のない入札
- ③入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- ④同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
- ⑤入札金額を訂正した入札
- ⑥入札書に件名のない、又は間違のある入札
- ⑦入札書の日付が入札参加資格を認めた日から開札日までの間の日付でない入札
- ⑧郵便入札によらない入札書
- ⑨期限までに到達しなかった入札書
- ⑩入札保証金納入済領収書の写しを期限までに提出していない者がした入札
- ⑪その他市長の定める入札条件に違反した入札

## (3) 開札の立会い

開札立会人は、入札参加者の中から1人を選任します。

開札立会人に選任された者には、開札立会依頼書を送付しますので、開札日当日に入札室まで持参してください。開札立会人が代理による立会いを行おうとする場合には、開札立会依頼書と同封している委任状を持参してください。

## (4) その他

その他郵便入札に関する規定は、奈良市建設工事等郵便入札実施要領を準用するものとします。

# ④ 落札者の決定

## (1) 落札者の決定方法に関する事項

予定価格以上で、かつ、最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者と決定します。

落札者となるべき同価格の入札者が2者以上ある場合は、開札後に行うくじ引きにより落札者を決定します。

## (2) 入札結果の公表

落札者があるときは、落札者名及び落札金額を奈良市ホームページに掲載します。

## (3) 契約について

落札者には、行政財産有償貸付契約書を送付します。

## ⑤ 契約の締結

### 1 手続き等について

#### (1) 日時・場所

落札者に対して、別途通知します。なお、落札者が、令和6年8月14日（水）までに契約を締結しないときは、その落札は無効となります。

#### (2) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

#### (3) 契約について

ア 契約に要する一切の経費等については、落札者の負担とします。

イ 落札者は、契約書に記名押印の上、令和6年8月14日（水）までに奈良市総務部資産管理課（奈良市役所北棟5階）へ提出してください。

ウ 落札者が、以下の項目に該当するときは契約を締結しません。また、契約締結後に判明した場合においては、直ちに契約を解除します。

1) 役員等（落札者の役員又は落札者の支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が  
1) から5) までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

- 7) 落札者が、1)から5)までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合〔6)に該当する場合を除く。〕に、奈良市が落札者に対して当該契約の解除を求め、落札者がこれに従わなかったとき。
- 8) 落札者が、大量無差別殺人を行った団体の規制に関する法律に基づく処分の対象となっている団体及び当該団体の役職員又は構成員であると認められるとき。

(4) 貸付料の支払方法

契約の相手方は、契約締結後、奈良市が発行する納入通知書により納期限までに貸付料を納付しなければなりません。

(5) 本書に定めのない事項は、地方自治法、施行令、奈良市契約規則の定めるところによります。

## 2 契約保証金

(1) 金額

契約金額×12×5<sup>注1</sup>の100分の10（1円未満の端数は切り上げるものとする。）

(2) 入札保証金の充当

落札者の納入した入札保証金を依頼書に基づき、全額契約保証金に充当します。

(3) 納入方法

契約保証金納入通知書により納入してください。

(4) 契約保証金の還付について

正常に契約を満了した場合、落札者指定の口座に返還します。

ただし、買受人の責めに帰すべき事由により本市が売買契約を解除したときは既納の契約保証金は奈良市に帰属するものとします。

(5) 契約保証金の免除について

入札保証金を免除された方については契約保証金を免除いたします。

注1 5年間の貸付料の総額

## ⑥ 貸付料等の支払方法

行政財産の貸付料及び端末の稼動に係る電気料金の支払いについては、下記のとおりとします。

### 1 行政財産の貸付料について

行政財産の貸付代金の支払方法は、「分割納付」によります。奈良市の発行する納入通知书により納入してください。

#### (1) 納付期限

第1期（令和6年10月1日～令和7年3月31日）分

→令和 6年10月21日（月）

第2期（令和7年4月1日～令和8年3月31日）分

→令和 7年4月21日（月）

第3期（令和8年4月1日～令和9年3月31日）分

→令和 8年4月21日（火）

第4期（令和9年4月1日～令和10年3月31日）分

→令和 9年4月21日（水）

第5期（令和10年4月1日～令和11年3月31日）分

→令和10年4月21日（金）

第6期（令和11年4月1日～令和11年9月30日）分

→令和11年4月23日（月）

#### (2) 納付金額

第1期 落札金額の 6ヶ月分

第2期 落札金額の12ヶ月分

第3期 落札金額の12ヶ月分

第4期 落札金額の12ヶ月分

第5期 落札金額の12ヶ月分

第6期 落札金額の 6ヶ月分

※ 上記の金額に納付期限日現在の消費税及び地方消費税を加えた額を納付していくだきます（1円未満の端数については、切り捨てます。）。

## 2 電気料金について

端末の稼動に係る電気料金の支払方法は、「分割納付」によります。奈良市の発行する納入通知書兼領収証書により納入してください。

### (1) 納付期限

- 第1期（令和6年10月1日～令和7年3月31日）分  
→令和 6年10月21日（月）
- 第2期（令和7年4月1日～令和8年3月31日）分  
→令和 7年4月21日（月）
- 第3期（令和8年4月1日～令和9年3月31日）分  
→令和 8年4月21日（火）
- 第4期（令和9年4月1日～令和10年3月31日）分  
→令和 9年4月21日（水）
- 第5期（令和10年4月1日～令和11年3月31日）分  
→令和10年4月21日（金）
- 第6期（令和11年4月1日～令和11年9月30日）分  
→令和11年4月23日（月）

### (2) 請求額の算定方法

- ア 前年の3月から当年2月までの「奈良市役所本庁舎」の電気料金単価（施設全体の年間電気料金 [円] を施設全体の年間電力使用量 [kWh] で除した単価）を基準とし、当年度4月から3月までの電気料金単価として適用します。
- イ (i) 市民課及び西部出張所住民課に設置するモニター広告のモニターの定格消費電力の合計値 [W] に年間稼動予定時間 [2,300h] を乗じて 1,000 で除した値 (ii)  
(i) 以外に設置する広告モニターの定格消費電力の合計値 [W] に年間稼動予定時間 [2,200h] を乗じて 1,000 で除した値とし、(i) と (ii) の合計を年間消費電力量 [kWh] とし、これにアの電気料金単価を乗じた金額を 1 年間の電気料金として請求します（1 円未満の端数については、切り捨てます。）。

### (3) 納付金額

- 第1期 1年間の電気料金の12分の6（1円未満の端数は切り捨てます。）
- 第2期 1年間の電気料金の全額
- 第3期 1年間の電気料金の全額
- 第4期 1年間の電気料金の全額

第5期 1年間の電気料金の全額

第6期 1年間の電気料金の12分の6（1円未満の端数は切り捨てます。）

【別記】

仕 様 書

1. 設置する設備について

広告用モニター(事業者が募集した広告及び行政情報を放映する機器システム)の接続については、有線方式、無線方式のいずれの方式も可とするが、庁内ネットワークと接続することはできない。

機器設置場所ごとの個別の仕様については、2. レイアウト概要図を参照すること。

設置場所：市民課（D-1）、西部出張所住民課（D-2）、北部出張所（D-3）、本庁舎中央棟1階（D-4）及び北棟1階エレベーターホール（D-5）

- ・広告用モニター（以下、広告モニター）は薄型で場所を取らないものにすること。（広告モニターの大きさについては、2. レイアウト概要図に記載。）
- ・タイマーによる電源の自動投入、自動遮断及び映像の自動再生が可能であるものとし、インターネット経由で、広告データ・行政情報データ・その他のコンテンツデータを随時更新できること。

## 2. レイアウト概要図

レイアウトは概要のため、設置場所の詳細については所管課と協議すること。

物件番号－枝番	D－2										
所属名	西部出張所住民課										
所在地	奈良市西部出張所（奈良市学園南三丁目1－5 西部会館2階）										
設置する場所	西部出張所住民課交付窓口										
設置する機器	広告モニター	1台	中型モニター(32インチ程度)								
レイアウト概要	西部出張所住民課										
	広告モニター										
個別仕様詳細	<table border="1"> <tr> <td>総務課窓口</td><td>総務課窓口</td><td>総務課窓口</td><td>受付窓口</td><td>交付窓口</td><td>証明窓口</td></tr> </table>					総務課窓口	総務課窓口	総務課窓口	受付窓口	交付窓口	証明窓口
総務課窓口	総務課窓口	総務課窓口	受付窓口	交付窓口	証明窓口						
<p style="text-align: center;">ラック 【正面】</p>											
					<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告モニターは音声が窓口対応に支障のないこと。</li> <li>・ 上記設置する機器以外にパンフレットラックを1台設置することが可能。</li> <li>・ パンフレットラックについては、W800×D400×H1800 (mm) の範囲で設置すること。</li> </ul>						

物件番号－枝番	D－3		
所属名	北部出張所		
所在地	奈良市北部出張所（奈良市右京一丁目1－4 北部会館1階）		
設置する場所	北部出張所窓口		
設置する機器	広告モニター	1 台	中型モニター（32インチ程度）
レイアウト概要	北部出張所		
【正面】			
個別仕様詳細	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告モニターは音声が窓口対応に支障のないこと。</li> <li>・ 上記設置する機器以外にパンフレットラックを1台設置することができる。</li> <li>・ パンフレットラックについては、W800×D400×H1800（mm）の範囲で設置すること。</li> </ul>		

物件番号一枝番	D - 4		
所属名	資産管理課		
所在地	奈良市役所（奈良市二条大路南一丁目1-1）中央棟1階		
設置する場所	エレベータホール		
設置する機器	広告モニター	1 台	中型モニター(32インチ程度)
レイアウト概要 (単位 : mm)	<p style="text-align: center;">中央棟 1 階</p> <p style="text-align: center;">天井</p> <pre>     graph TD       EV1[EV] --- Monitor[広告モニター]       EV2[EV] --- Monitor       Monitor --- PowerOutlet[○○]       Monitor --- PowerPanel[□]       Monitor --- Height[1700]       Monitor --- Width[1785]   </pre>		
個別仕様詳細	<ul style="list-style-type: none"> <li>2台のEVのうち、左EVと中央EVの間に設置する。</li> <li>軽量なものが望ましい。</li> <li>電気配線工事は設置者負担とする。</li> </ul>		

物件番号一枝番	D-5		
所属名	資産管理課		
所在地	奈良市役所（奈良市二条大路南一丁目1-1）北棟1階		
設置する場所	エレベータホール		
設置する機器	広告モニター	1台	中型モニター（32インチ程度）
レイアウト概要 (単位: mm)	<p>北棟1階 天井 時計 400 広告モニター EV 案内板 1190 【正面】</p>		
個別仕様詳細	<ul style="list-style-type: none"> <li>2台のEV間、既設の時計の下方に設置する。</li> <li>令和6年8月末まで、北棟エレベーターの改修工事を予定しております。</li> </ul>		

### 3. 広告の放映について

- ・動画広告の放映時間は、全物件については市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとする。
- ・音量については消音を含め音量調節可能なものとし、業務及び周辺環境に支障のないようすること。
- ・放映枠の中で、広告の他に行政情報についても放映し、全体放映割合の25%を確保すること。なお、広告枠が充足されない場合において、奈良市との協議を経て広告・行政情報以外のコンテンツを放映することも可能とする。その際のコンテンツについては、情報の提供元を明示すること。
- ・行政情報については、奈良市から提供した文面、イラスト及びナレーション等の情報を元に事業者が編集すること。また、加工素材は事業者が負担すること。
- ・著しく点滅するなど、光過敏性発作を惹起するおそれのある映像は放映しないこと。

### 4. 設置する広告モニターの管理

- ・据付け面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は、定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- ・故障、問合せ及び苦情については、事業者が自らの責任において迅速に対応すること。
- ・設置する広告モニターの形状、本体色等並びに表示する内容等（コンテンツ）について奈良市と事前に協議すること。
- ・広告モニターに表示する内容等（コンテンツ）、広告等の制作に際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を事業者が負わなければならない。
- ・【様式5】個別業務の実施事業者届出書に掲げる事業者の構成に変更がある場合は、奈良市と協議を行い、変更の旨を遅滞なく届け出ること。

### 5. 費用の負担について

- ・設置するモニター広告の設置及び撤去に要する工事費用、移設費用は事業者が負担すること。
- ・設置するモニター広告の電気料金及び維持管理費用（通信費用、表示する内容等（コンテンツ）の作成更新費用、外部コンテンツの使用料、修繕費等）は事業者が全額負担すること。

## 6. 広告の運営について

### (1) 広告料について

設置場所の貸付期間にわたって、広告モニターが有する広告価値を利用する対価として広告代理店等からの広告収入を得て、広告モニター及び呼び出しモニターの維持管理費用等（通信費用、表示する内容等（コンテンツ）の作成更新費用、外部コンテンツの使用料、修繕費等）に充てること。

### (2) 事業計画の策定及び協議について

広告放映の実施体制及びスケジュール等、広告掲出に関する事項についてあらかじめ広告代理店等と調整した上で奈良市と協議し、当該事項を記載した事業計画書を奈良市に提出しなければならない。なお、広告の仕様変更等事業計画を変更する場合は、事前に必ず奈良市と協議し、その承認を得ること。

### (3) 広告主及び広告内容の審査について

広告を放映する広告主の選定及び広告の内容について、広告代理店等に奈良市広告掲載要綱及び奈良市広告掲載基準並びに関連法令を遵守させるとともに、事前に奈良市の審査を受け、その承認を得たものでなければ放映できない。また、広告主及び広告内容について公共性、美観及び利用者への影響に配慮しなければならない。

### (4) 広告内容の修正・削除について

奈良市は、広告の内容が奈良市広告掲載要綱及び奈良市広告掲載基準並びに関連法令に違反しているとき、及び市役所庁舎等で放映する広告としてふさわしくないと合理的な理由により判断したときは、隨時、広告の内容の修正もしくは削除を指示するので、事業者は無償でこれに従うこと。この場合において、広告代理店等に対して損害の補償等を行う必要が生じたときは、事業者が自己の責任と負担において解決すること。

### (5) 広告内容の変更について

事業者が自己の都合により広告の内容を変更するときは、広告代理店等と調整した上で事前に奈良市と協議し、その審査及び承認を得ること。

### (6) 広告放映不能時の対応について

広告モニターの故障等、広告の放映が不能となった場合において、広告代理店等に対して損害の補償等を行う必要が生じたときは、事業者が自己の責任と負担において解決すること。

### (7) 広告内容に関する責任について

- ・事業者は、広告内容に関する一切の責任を負うものとし、奈良市は一切の責任及び負担を負わない。
- ・事業者は、広告内容が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告内容に係る財産権のすべてにつき合理的な権利処理が完了していることについて保証すること。

- ・奈良市に対して第三者から広告活動に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、事業者が自らの責任において解決するものとし、奈良市は責任及び負担を負わない。

#### 7. パンフレットラックの設置について

- ・パンフレットラックを設置する場合は、パンフレットラックの管理、設置するパンフレットの内容等について上記5～7の内容に準じ、適切に行うこと。

